

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成28年8月24日付けで行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、必ずしも明らかではないが、要するに以下のことから、本件処分が違法又は不当であると主張している。

請求人世帯においては、児童扶養手当、児童育成手当及び本件各年金は後払いで、かつ、いずれも月の中旬が各振込日（平成28年8月の例）であって、本件処分による支給保護費（109,193円）では、家賃の支払を考えると、各振込日までの間は生活もできず、請求人世帯に対する苦しい生活を強いるのであるから、手当及び年金に係る誤った収入認定の時点に基づく本件処分は、法及び憲法に違反している。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 5月 2日	諮問
平成29年 6月 27日	審議（第10回第2部会）
平成29年 7月 21日	審議（第11回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法4条1項によれば、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」とされている。

(2) 法61条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている。

(3) 収入認定について

ア 法8条1項によれば、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とされている。

したがって、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額

から控除されることになる。

イ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）によれば、保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、公の給付については、その実際の受給額を収入として認定することとされている（第8・3・(2)・ア・(ア)）。

ウ また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）によれば、恩給法等による給付で、6か月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされている（第8・1・(4)・ア）。

エ そして、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）問13-2答によれば、最低生活費の遡及変更は3か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべきであるとされている。これは、生活保護の扶助費を、生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り、3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは妥当でないことも理由のひとつであるとされている。

オ なお、次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び第3項の規定に基づく処理基準である。

カ さらに、東京都においては、老人福祉手当、重度心身障害者手当、心身障害者福祉手当及び児童育成手当（育成手当・障害手当）について、月額17,000円までは収入として認定しない特例的取扱いの承認を厚生労働省から受けている（「生活

保護運用事例集」平成27年度修正版・東京都福祉保健局生活福祉部保護課253頁）。

2 本件処分について

- (1) 処分庁は、本件各申告書に基づき、請求人世帯に係る収入について合計では152,377円になることから、同額を平成28年8月以降の請求人世帯の収入として認定していたところ（当初変更処分）、請求人から担当者に対して、請求人世帯の生活の面からみると、請求人世帯の主たる収入である手当等の各振込日が月の中旬であり、家賃を支払うととても厳しい状況であるとの申出を受けたことから、本件削除処分により請求人世帯の収入とした認定額から、請求人の給与収入を除く計141,914円についてこれを削除することとし、同額に相当する保護費について請求人に支払った後に、改めて、本件処分により、本件削除処分において削除した計141,914円を、収入認定したものと認められる。
- (2) そして、処分庁は、当初変更処分及び本件処分のいずれにおいても、請求人に支給される請求人の子に係る児童育成手当については、収入認定の対象としていないことが認められる。
- (3) そうすると、本件削除処分により削除した、請求人世帯の収入として認定すべき児童扶養手当及び本件各年金について、改めて収入認定した本件処分は、上記1の法令等の規定に基づき適正になされたものといえ、そこに違法又は不当な点を認めることはできない。

ところで、処分庁は、請求人からの申出に基づき、当初変更処分に係る収入認定のうち、児童扶養手当及び本件各年金の収入認定について、本件削除処分によりこれを削除した上で、同処分による追加分保護費の支給後に、改めて、本件処分により、これを元に戻して収入認定していることがそれぞれ認められる。このような手順は、厳格には法令の規定に沿うものではないが、最終的

に適正な収入認定がなされていることから、ただちに、本件処分が違法又は不当な処分になるとまで認めることはできない。

(4) また、処分庁は、当初変更処分及び本件処分のそれぞれにおいて、平成28年8月分の児童扶養手当の収入認定について、月額の実支給額である30,330円とすべきところ、誤って、その4分の3に相当する22,747円としているが、これらはいずれも請求人にとって有利な取扱いとなっていると認められることから、これらの取扱いをもって、本件審査請求において本件処分の取消理由とすることはできない（行政不服審査法48条）。

3 請求人は、児童扶養手当及び本件各年金の各振込日が月の中旬になっていることから、家賃を支払うと請求人世帯の生活が困難になるなどとして、本件処分は違法又は不当であると主張しているが、そもそも、本件処分は、請求人の当該主張に基づき、本件削除処分によりなされた請求人の給与を除く児童扶養手当及び本件各年金の収入認定削除について、月の後半になってからこれを改めて認定したものに過ぎず、また、児童扶養手当及び本件各年金の振込日の遅れにより、請求人世帯の生活が困難となっていることを裏付ける資料等の提出もなされておらず、仮にそのような事情があったとしても、そのことをもって、本件処分の取消理由とすることはできないと解せざるを得ないのであるから、いずれにしても、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来